

会 議 録

会議の名称		令和5年度第一回つくば市福祉有償運送運営協議会		
開催日時		令和5年(2023年)4月27日(木) 開会 14:00 閉会 14:50		
開催場所		つくば市役所2階 204会議室		
事務局(担当課)		福祉部高齢福祉課		
出席者	委員	水野 智美委員、仲野 俊二委員、武藤 成一委員、鈴木 誠委員、佐藤 文信委員、後藤 真紀委員、石塚 一夫委員、根本 祥代委員		
	その他	特定非営利活動法人 サラダボール様 特定非営利活動法人 友の会たすけあい様 関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 池田 得夢様		
	事務局	福祉部 根本部長、相澤次長 障害者地域支援室 福田室長、山中主事 高齢福祉課 日下課長、稲葉課長補佐、石川係長、島田主任、立原主事		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号、第3号が部分的に含まれるため。		
議題		福祉有償運送の更新登録について		
会議録署名人		確定年月日	令和5年(2023年)5月15日	
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 座長選出 4 座長あいさつ 5 議事 福祉有償運送の更新登録について			

<会議内容>

1 開会

稲葉補佐：それでは定刻でございますので、これより令和5年度第1回つくば市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、福祉部長の根本より挨拶申し上げます。2 あいさつ

根本部長：本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

つくば市福祉部長の根本と申します。よろしく願いいたします。

この福祉有償運送運営協議会は、皆さまご承知の通り、つくば市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全確保、利便の確保等について協議するために設置されたものです。

現在、つくば市では4団体が福祉有償運送を実施しており、公共交通機関の利用が難しい方にとって大きな役割を担っていただいています。

本日は、更新登録申請2団体の協議となりますので、委員の皆様には忌憚ないご意見をいただきますようお願いいたします。

よろしく願いいたします。

稲葉補佐：根本福祉部長は委員となっておりますので、委員席に移動をお願いいたします。

次に、資料5に、つくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿がござ

います。

そちらの資料に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

筑波大学医学医療系准教授水野智美様。

水野委員：水野でございます。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官中野俊二様。

中野委員：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：関東鉄道株式会社常務取締役武藤誠一様。

武藤委員：関東鉄道株式会社 武藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば学園タクシー協同組合事務局長鈴木誠様。

鈴木委員：鈴木です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：特定非営利活動法人友の会たすけあい理事長佐藤文信様。

佐藤委員：NPO 法人友の会たすけあいの佐藤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市福祉団体等連絡協議会会長後藤真紀様。

後藤委員：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市シルバークラブ連合会会長石塚一夫様。

石塚委員：石塚です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市から福祉部長根本祥代。

以上八名です。

なお本日は随行として、関東運輸局茨城運輸支局運輸企画専門官の池田得夢様に出席いただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

福祉部次長の相澤でございます。

相澤次長：相澤でございます。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：高齢福祉課課長の日下です。

日下課長：高齢福祉課長の日下です。

よろしくお願ひいたします。

稲葉補佐：係長の石川です。

石川係長：よろしくお願ひいたします。

稲葉補佐：主任の島田です。

島田主任：よろしくお願ひいたします。

稲葉補佐：主事の立原です。

立原主事：よろしくお願ひいたします。

稲葉補佐：障害者地域支援室室長の福田です。

福田室長：福田です。よろしくお願ひいたします。

稲葉補佐：主事の山中です。

山中主事：よろしくお願ひいたします。

稲葉補佐：そして私、高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

3 座長選出（座長：水野 智美）

稲葉補佐：では次に、座長の選出に移ります。

どなたか座長になっていただける方はいらっしゃいませんか。

委員：事務局一任でお願ひいたします。

稲葉補佐：ありがとうございます。

それでは事務局から提案させていただきます。

これまでも座長のご経験がある水野智美様にご座長をお願ひできればと思いますがよろしいでしょうか。

稲葉補佐：異議なしと認め、水野様にお願ひいたしたいと思ひます。

水野様には座長席にご移動をお願ひいたします。

座長からごあいさつをいただきたいと思ひます。

4 座長あいさつ

水野座長：僭越ながら座長を務めさせていただきます。

先ほど部長さんもお話ありましたが、この障害のある方や高齢者にとっての移動のニーズというのが高まってきて、この福祉有償運送というものの必要性というのがますます高まっていると思います。

皆様と一緒に有意義な会にしていきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

稲葉補佐：ありがとうございました。

議事に入る前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要綱第五条第2項の規定により、会議の開催は委員の過半数が必要となりますが、委員9名のうち8名ご出席いただいておりますので、今回は、成立しますことをご報告いたします。

次に、協議会の公開非公開についてですが、当協議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条に基づき、公開が適当であると考えます。

ただし、審議においてつくば市情報公開条例第5条第1号に規定される個人情報及び第3第3号に規定される法人等事業活動情報が部分的に含まれるため、一部非公開とし、傍聴人の退出をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

委員：異議なし。

稲葉補佐：ありがとうございます。

異議なしということで、この会議を一部非公開にすることに決定いたします。

次に会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し、公開をさ

せていただきますが、その際、会議録には発言者の名前を記載して、公開させていただいております。

また、会議録の作成のために、事務局で会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき願います。

それではここからは水野座長に進行をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

5 議事

座長 : では、これから議事に入りますので申請者の方の入室をお願いいたします。

《非公開》

○福祉有償運送の更新登録について（特定非営利活動法人 サラダボール）

（事務局による説明）

（委員からの意見、質疑応答）

座長 : それでは、決をとりたいと思います。

では、ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

では参加委員8名中8名の賛成で、本案件は承認といたします。

次に、事務局の方から友の会たすけあい様のご説明をお願いしたいと思います。

《非公開》

○福祉有償運送の更新登録について（特定非営利活動法人 サラダボール）

（事務局による説明）

(委員からの意見、質疑応答)

水野座長：それでは決をとりたいと思います。

ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

参加委員7名中7名の賛成で本案件は承認といたします。

以上で議事案件については終了いたします。

これで任を解かせていただきます。

ありがとうございました。

6 その他

稲葉補佐：ありがとうございました。

水野座長、委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、その他といたしまして、事務局から報告がございますので、佐藤委員の入室をお願いいたします。

事務局：今回承認をいただきました2団体には、運営協議会において協議が整ったことを証する書類を当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付させていただきます。

その書類と合わせて茨城運輸支局様に更新登録申請の手続きを行っていただくこととなります。

次に、お手元の資料1をご覧ください。

こちらは、福祉有償運送の旅客の範囲の対象である身体障害者、要介護者等のつくば市の現状状況になっております。

(1)の①は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の人数になっております。

令和2年度から今年度までをまとめましたが、令和5年度の合計は5,096人と、令和4年度から令和5年度にかけては多少減少しましたが、全体的には増加傾向にあります。

裏面の②、③は、要介護要支援認定を受けている方の人数になります。

こちら①と同様、令和4年度から令和5年度は多少減少傾向にございますが、全体的には増加傾向にあり、令和5年度は要介護、要支援合わせて7,895人となっております。

④については、知的障害の方、精神障害の方の人数のどちらも年々増加しており、令和5年度は、それぞれ知的障害の方は1,464人、精神障害の方は1,923人となっております。

今述べた通り、つくば市の身体障害者、要介護者等の移動制約者の人数は増加しており、そうした状況の中でドアツードアの個別輸送を行う福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

次に、2ページ目の下部に記載のある移動困難申出書による対象者の欄をご覧ください。

移動困難申出書による対象者についてですが、平成29年2月9日のつくば市福祉有償運送運営協議会において、障害者手帳や介護認定を受けていない者から、福祉有償運送の利用申請があった際の判定資料として、つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書を提出してもらうこととしました。

判定基準は、3ページの申出書の移動身体コミュニケーション日常生活の全体で3ヶ所以上に該当していること。

またはチェック項目に三つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が2の欄に記入されていて、適当であることです。

その判定は、今日議会事務局である高齢福祉課に委任されました。

4ページをご覧ください。

NPO 法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況についてです。

平成 30 年度から令和 4 年度までの会員数と利用件数をまとめました。

それぞれの合計を見てみると、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向にありましたが、令和 4 年度は合計延べ会員数 543 名、合計延べ利用件数 2,375 件と増加しており、福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

つくば市の福祉有償運送の状況については以上です。

本日お配りいたしました協議会資料の一部につきましては、個人情報等が含まれておりますので、資料 2、資料 3 の更新登録申請の資料については、回収させていただきます。

机の上に置いたままをお願いいたします。

また、本日ご出席いただきました委員の皆様には、以前ご提出いただきました口座に後日謝礼をお支払いいたします。

前回から口座を変更した方がいらっしゃいましたら、協議会の終了後にお声掛けください。

お車でお越しの方は駐車券の無料化処理も行っております。

まだお済みでない方は事務局までお申し出ください。

稲葉補佐：それでは、以上で令和 5 年度第 1 回つくば市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

皆様ありがとうございました。

会 議 録

会議の名称		令和5年度第二回つくば市福祉有償運送運営協議会	
開催日時		令和5年(2023年)10月10日(火) 開会 15:00 閉会 15:30	
開催場所		つくば市消防庁舎3階多目的ホール	
事務局(担当課)		福祉部高齢福祉課	
出席者	委員	水野 智美委員、池田 得夢委員、鈴木 誠委員、佐藤 文信委員、後藤 真紀委員、松村 美枝子委員、根本 祥代委員	
	その他	医療法人社団健康尚仁会 飯村医院様	
	事務局	福祉部 根本部長、相澤次長 障害者地域支援室 福田室長、山中主事 高齢福祉課 日下課長、稲葉課長補佐、石川係長、島田主任、立原主事	
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 0人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号、第3号が部分的に含まれるため。	
議題		福祉有償運送の更新登録について	
会議録署名人		確定年月日	令和5年(2023年)11月 日
会議次第	1	開会	
	2	あいさつ	
	3	座長選出	
	4	座長あいさつ	
	5	事務局報告 つくば市の福祉有償運送の現状について	
	6	議事 福祉有償運送の更新登録について	
<会議内容>			
1 開会			

稲葉補佐：では定刻でございますので、これより令和5年度第2回つくば市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、福祉部長の根本より挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

根本部長：本日は大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

つくば市福祉部長の根本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

この福祉有償運送運営協議会は、皆様御承知のとおり、つくば市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全確保、利便の確保等について協議するために設置されたものです。

現在、つくば市内では4団体が福祉有償運送を実施しており、障害のある方や高齢者等、公共交通機関の利用が難しい方にとって大きな役割を担っていただいております。

このような中、本日は更新の登録申請の協議となりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見いただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

稲葉補佐：それでは、根本福祉部長は、委員となっておりますので、委員席にご移動お願いいたします。

次に、資料4につくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿がございます。そちらの資料に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

筑波大学医学医療系准教授、水野智美様。

水野委員：水野です。よろしく申し上げます。

稲葉補佐：関東運輸局茨城運輸支局運輸企画専門官、池田得夢様。

池田委員：池田です。よろしく申し上げます。

稲葉補佐：筑波学園タクシー協同組合事務局長、鈴木誠様。

鈴木委員：鈴木です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：特定非営利活動法人友の会助け合い理事長、佐藤文信様。

佐藤委員：佐藤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市福祉団体等連絡協議会会長、後藤真紀様。

後藤委員：後藤です。よろしく申し上げます。

稲葉補佐：つくば市ボランティア連絡協議会より、松村美枝子様。

松村委員：松村です。よろしく申し上げます。

稲葉補佐：つくば市から福祉部長根本祥代。

根本委員：どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉補佐：関東鉄道株式会社常務取締役廣瀬貢司様、及びつくば市シルバークラブ連合会会長石塚一夫様は本日欠席となっております。

なお、茨城運輸支局の池田様と関東鉄道の廣瀬様は今回の運営協議会から委員となっていていただいておりますが、つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項第4条第1項に基づき、前任の方の残任期間中委員を担っていただきますことを併せてご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

福祉部次長の相澤でございます。

相澤次長：相澤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：高齢福祉課課長の日下です。

日下課長：課長の日下です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：係長の石川です。

石川係長：石川と申します。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主任の島田です。

島田主任：島田です。よろしく願いいたします。

稲葉補佐：主事の立原です。

立原主事：立原です。よろしく願いいたします。

稲葉補佐：障害者地域支援室室長の福田です。

福田室長：福田です。よろしく願いします。

稲葉補佐：主事の山中です。

山中主事：山中です。よろしく願いいたします。

稲葉補佐：そして私高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。どうぞよろしく
願いいたします。

3 座長選出（座長：水野 智美）

稲葉補佐：次に、座長の選選出に移ります。どなたか座長になっていただける
方はいらっしゃいませんか。

委員：事務局に一任でどうでしょうか。

委員：異議なし。

稲葉補佐：ありがとうございます。それでは事務局から提案させていただきます。
これまでも座長のご経験がある水野智美様に座長をお願いで
きればと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

稲葉補佐：異議なしと認め、水野様にお願いしたいと思います。

水野様には座長席にご移動をお願いいたします。

座長からごあいさつをいただきたいと思います。

4 座長あいさつ

水野座長：改めましてこんにちは。筑波大学の水野と申します。先ほど部長さ
んも仰っていましたが、障害のある方や高齢者が安心して安
全に外出するためには、この福祉有償運送というものが重要となる

と思いますので、忌憚のない御意見をいただいで進めていければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

稲葉補佐：ありがとうございました。議事に入る前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項第五条第2項の規定により、会議の開催は委員の過半数が必要となりますが、委員9名のうち、7名出席いただいでおりますので、今回は、成立しますことをご報告いたします。

次に、協議会の公開非公開についてですが、当協議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議においてつくば市情報公開条例第五条第1号に規定される個人情報及び第3号に規定される法人等事業活動情報が部分的に含まれるため、一部非公開とし、し、傍聴人の退出をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

委員：異議なし。

稲葉補佐：ありがとうございます。異議なしということで、この協議会を一部非公開にすることを決定いたします。

次に、会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し、公開させていただきますが、その際、会議録には発言者の名前を記載して公開させていただきます。また、会議録の作成のために、事務局で会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき願います。

議事に入る前に事務局よりつくば市の福祉有償運送の現状についてご説明いたします。

5 事務局報告 つくば市の福祉有償運送の現状について

事務局：そうしましたら、お手元の資料1をご覧ください。NPO法人等による

移動制約者に対する輸送サービスの活動状況の実績です。平成30年度から令和5年度6月までの会員数と利用件数をまとめました。それぞれの合計を見てみると、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向にありましたが、令和4年度は合計延べ会員数543名、合計延べ利用件数2,375件と増加しております。また、今年度の4月から6月期の実績を昨年度のものと比較すると、利用会員数は133人から127人と減少していますが、利用件数は597件から647件と増加しており、引き続き福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

また、つくば市では、今年度7月に、高齢者等の移動支援セミナーと称して、基調講演と移動支援団体の事例発表を通し、地域住民主体の移動支援への理解を深めるセミナーを開催し、9月には、福祉有償運送等運転者担い手育成事業として、運転講習会を実施し、移動支援をさらに推進しているところです。つくば市の福祉有償運送の状況については以上です。

稲葉補佐：それでは、ここからは水野座長に進行をお願いいたします。

6 議事 福祉有償運送の更新登録について

水野座長：それでは議事に入りますので、申請者の方の入室をお願いいたします。

《非公開》

○福祉有償運送の更新登録について（医療法人社団健康尚仁会 飯村医院様）

（事務局による説明）

（委員からの意見、質疑応答）

水野座長：それでは決をとりたいと思います。

ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいた

します。

水野座長：ありがとうございます。

参加委員7名中、7名の賛成で、本案件は承認といたします。

以上で、議事案件については、終了となりますので、これで座長の任を解かせていただきます。円滑なご協議に協力いただきましてありがとうございます。

稲葉補佐：ありがとうございました。水野座長、委員の皆さま皆様ご協力ありがとうございました。では今後の流れ等、その他について事務局からご説明いたします。

事務局：今回承認をいただきました団体には、運営協議会において協議が調ったことを証する書類を当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付します。その書類と合わせて茨城運輸支局に更新登録申請の手続きを行っていただくこととなります。

本日お配りしました協議会資料の一部につきましては、個人情報等が含まれておりますので、資料2の更新登録申請の資料については、回収させていただきますので、机の上に置いたままでお願いいたします。

また、本日ご出席いただきました委員の皆様には、以前提出いただきました、お口座の方に後日謝礼をお支払いいたします。口座を変更した方がいらっしゃいましたら、協議会の終了後にお声掛けください。

お車でお越しの方は、駐車券の無料化処理を行っておりますので、お済みでない方は事務局までお申し出ください。

稲葉補佐：それでは以上で、令和5年度第2回つくば市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

つくば市の福祉有償運送の現状について

資料 1

NPO法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況報告

事業者区分	平成30年度／4～6月		平成30年度／7～9月		平成30年度／10～12月		平成30年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	91人	388件	93人	387件	99人	457件	101人	432件	384人	1,664件
NPO法人 サラダボール	27人	117件	28人	135件	28人	148件	29人	183件	112人	583件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	13人	8件	14人	13件	15人	11件	15人	14件	57人	46件
一般社団法人 絆	33人	176件	29人	142件	32人	135件	36人	100件	130人	553件
合計	164人	689件	164人	677件	174人	751件	181人	729件	683人	2,846件

事業者区分	平成31年度／4～6月		令和元年度／7～9月		令和元年度／10～12月		令和元年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	90人	416件	94人	411件	98人	399件	104人	328件	386人	1,554件
NPO法人 サラダボール	29人	130件	29人	144件	28人	159件	26人	136件	112人	569件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	16件	16人	10件	17人	15件	17人	8件	66人	49件
一般社団法人 絆	40人	113件	44人	132件	47人	145件	47人	131件	178人	521件
合計	175人	675件	183人	697件	190人	718件	194人	603件	742人	2,693件

事業者区分	令和2年度／4～6月		令和2年度／7～9月		令和2年度／10～12月		令和2年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	89人	260件	94人	326件	96人	344件	94人	293件	373人	1,223件
NPO法人 サラダボール	26人	76件	26人	118件	27人	113件	27人	117件	106人	424件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	17人	9件	12人	10件	13人	5件	13人	23件	55人	47件
一般社団法人 絆	17人	71件	25人	78件	15人	52件	12人	52件	69人	253件
合計	149人	416件	157人	532件	151人	514件	146人	485件	603人	1,947件

事業者区分	令和3年度／4～6月		令和3年度／7～9月		令和3年度／10～12月		令和3年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	77人	317件	78人	303件	81人	261件	83人	194件	319人	1,075件
NPO法人 サラダボール	27人	151件	27人	138件	25人	142件		114件	79人	545件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	12人	10件	15人	16件	17人	7件	17人	5件	61人	38件
一般社団法人 絆	9人	76件	8人	67件	9人	96件	9人	20件	35人	259件
合計	125人	554件	128人	524件	132人	506件	109人	333件	494人	1,917件

事業者区分	令和4年度／4～6月		令和4年度／7～9月		令和4年度／10～12月		令和4年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	73人	259件	78人	311件	82人	288件	66人	232件	299人	1,090件
NPO法人 サラダボール	26人	148件	26人	149件	27人	148件	27人	137件	106人	582件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	11件	16人	16件	16人	7件	18人	14件	66人	48件
一般社団法人 絆	18人	179件	17人	183件	18人	155件	19人	138件	72人	655件
合計	133人	597件	137人	659件	143人	598件	130人	521件	543人	2,375件

事業者区分	令和5年度／4～6月		令和5年度／7～9月		令和5年度／10～12月		令和5年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	69人	289件							69人	289件
NPO法人 サラダボール	27人	147件							27人	147件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	11件							16人	11件
一般社団法人 絆	15人	200件							15人	200件
合計	127人	647件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	127人	647件

○つくば市の福祉有償運送団体

NPO法人 友の会たすけあい

NPO法人 サラダボール

医療法人 社団健康尚仁会 飯村医院 訪問介護 なかよし

一般社団法人 絆

許可期限

許可期限

令和5年4月27日 運営協議会実施

令和5年4月27日 運営協議会実施

令和5年10月28日

令和7年4月26日

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項

(設置)

第1条 つくば市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、つくば市が主宰者となり、つくば市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員等)

第3条 協議会は、次に掲げる者から構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）
- (4) 福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）
- (5) ボランティア団体を代表する者
- (6) 地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (9) 学識経験者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3 市長は、法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る福祉有償運送について協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合に市長が招集する。

(1) 法 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合

(2) 法 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除を行う必要があると市長が認める場合

(3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要がある場合

2 会議は、第 3 条に規定する構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

3 会議の議事は、出席した構成員（当該議事に利害関係のあるものを除く。）の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは、座長が会議の議事を決するものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

つくば市福祉有償運送運営協議会委員

資料4

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	水野 智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局運輸企画専門官 輸送担当	池田 得夢
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役	廣瀬 貢司
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合 事務局長	鈴木 誠
5	つくば市の管轄する区域において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人 友の会たすけあい 理事長	佐藤 文信
6	福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者)	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	後藤 真紀
7	福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者)	つくば市シルバークラブ連合会 会長	石塚 一夫
8	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会 世話人代表	松村 美枝子
9	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市福祉部長	根本 祥代

会 議 録

会議の名称	令和5年度第三回つくば市福祉有償運送運営協議会（書面会議）		
書類発送日	令和6年（2024年）1月15日		
協議期間	令和6年（2024年）1月23日まで		
事務局(担当課)	高齢福祉課		
出席者	委員	水野 智美委員、仲野 俊二委員、廣瀬 貢司委員、鈴木誠委員、後藤 真紀委員、石塚 一夫委員、松村 美枝子委員、根本 祥代委員	
	その他	特定非営利活動法人 友の会たすけあい	
	事務局	福祉部 根本部長、相澤次長 障害者地域支援室 福田室長、山中主事 高齢福祉課 日下課長、稲葉課長補佐、石川係長、島田主任、立原主事	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由	つくば市情報公開条例第5条第1号が部分的に含まれるため、資料の一部を非公開とする。		
議題	福祉有償運送料金の改定について		
会議録署名人		確定年月日	令和6年(2024年)2月19日
会議次第	資料1 福祉有償運送料金の改定について (特定非営利活動法人 友の会たすけあい) 資料2 つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項 資料3 つくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿		

<会議内容>

協議方法

- ・つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項第5条2項に基づき、会議の開催に代えて、書面による協議を実施した。
- ・各委員に対し、協議内容の確認及び承認の有無について回答書による提出を依頼した。

協議内容

道路運送法第79条第8項の料金の改定に係る協議について

書面会議の結果、承認

(合意に至った年月日：令和6年(2024年)1月22日)

令和5年12月18日

つくば市福祉有償運送運営協議会 様

特定非営利活動法人 友の会たすけあい
理事長 佐藤 文信

運営協議会の開催についてのお願い

道路運送法第79条の8の規定に基づき、福祉有償運送に係る料金を別添のとおり改定したいので、福祉有償運送運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

記

1. 料金改定の理由

昨今のガソリン代をはじめとした諸物価高騰への対応と、運転者の確保による事業の継続を図るため、令和6年3月1日より福祉有償運送の料金を別添のとおり改定したい。

なお、改定する利用料金表およびその情報については2月1日付で、すべての利用会員に対して事前に郵送で通知する。

開催方法等につきましては、貴運営協議会に一任いたします。

以上

問い合わせ先

担当者	
住所	
電話	
FAX	
e-mail	

福祉有償運送料金の改定について

特定非営利活動法人 友の会たすけあい

茨城県内のタクシー業界では、ガソリン代の高騰や運転手不足が続く中令和5年10月1日、16年ぶりに運賃の値上げが実施されました。

当会としても同様に燃料費をはじめとした諸物価高騰への対応と、運転者の確保による事業の継続を図るため、16年ぶりに福祉有償運送料金改定の申請をいたします。

なお、料金の改定に当たっては、「タクシーの上限運賃の概ね2分の1を目安」のガイドラインに沿ってに設定いたしました。

値上げ(運賃改定)申請の理由としては、

- (1) ガソリン高騰による燃料費負担の重荷
- (2) 自動車保険料の値上げによる経費負担増
- (3) 諸物価高騰による事務経費等の事務所維持の負担増
- (4) アルコール検査の実施に伴うアルコール検査機購入費の負担増
- (5) 運転ボランティアの要員確保のための人員募集経費(チラシの製作印刷等)の増加

改定内容

1)距離制運賃の改定 (次ページ表の通り)

○初乗り料金…… 改定なし 2.0kmまで400円

○加算料金…… 改定あり 走行距離500m増す毎に100円加算に改定

2)迎車回送料金……改定なし 往路、復路共に距離に関係なく200円。但し、市内の国道354号線以北の住者は500円

3)待機料金…… 改定あり 待機時間1時間以内無料を、30分以内無料に改定
以降30分増す毎に500円

4)病院等の付添い介助料金……改定なし 付添い介助時間30分毎に500円

5)実施日……令和6年3月1日より

以上

友の会 たすけあい新料金表			(参考) タクシー料金	
走行距離	新料金	現行料金	走行距離	料金
km	円	円	m	円
~2.0km	400	400	~2212m	900
~2.5km	500	500	~2636m	1100
~3.0km	600	500	~3148m	1300
~3.5km	700	700	~3660m	1500
~4.0km	800	700	~4172m	1700
~4.5km	900	800	~4684m	1900
~5.0km	1,000	800	~5196m	2100
~5.5km	1,100	1,000	~5708m	2300
~6.0km	1,200	1,000	~6220m	2500
~6.5km	1,300	1,100	~6732m	2700
~7.0km	1,400	1,100	~7244m	2900
~7.5km	1,500	1,300	~7756m	3100
~8.0km	1,600	1,300	~8268m	3300
~8.5km	1,700	1,400	~8780m	3500
~9.0km	1,800	1,400	~9292m	3700
~9.5km	1,900	1,600	~9804m	3900
~10.0km	2,000	1,600	~10316m	4100
~10.5km	2,100	1,800	~10828m	4300
~11.0km	2,200	1,800	~11340m	4500
~11.5km	2,300	1,900	~11852m	4700
~12.0km	2,400	1,900	~12364m	4900
~12.5km	2,500	2,100	~12876m	5100
~13.0km	2,600	2,100	~13388m	5300
~13.5km	2,700	2,200	~13900m	5500
~14.0km	2,800	2,200	~14412m	5700
~14.5km	2,900	2,400	~14924m	5900
~15.0km	3,000	2,400	~15436m	6100
~15.5km	3,100	2,500	~15948m	6300
~16.0km	3,200	2,500	~16460m	6500
~16.5km	3,300	2,700	~16972m	6700
~17.0km	3,400	2,700	~17484m	6900
~17.5km	3,500	2,800	~17996m	7100
~18.0km	3,600	2,800	~18508m	7300
~18.5km	3,700	3,000	~19020m	7500
~19.0km	3,800	3,000	~19532m	7700
~19.5km	3,900	3,100	~20044m	7900
~20.0km	4,000	3,100	~20556m	8100

※
500m増す毎
に100円加算

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項

(設置)

第1条 つくば市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、つくば市が主宰者となり、つくば市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員等)

第3条 協議会は、次に掲げる者から構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）
- (4) 福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）
- (5) ボランティア団体を代表する者
- (6) 地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (9) 学識経験者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3 市長は、法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る福祉有償運送について協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合に市長が招集する。

(1) 法 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合

(2) 法 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除を行う必要があると市長が認める場合

(3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要がある場合

2 会議は、第 3 条に規定する構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

3 会議の議事は、出席した構成員（当該議事に利害関係のあるものを除く。）の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは、座長が会議の議事を決するものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

つくば市福祉有償運送運営協議会委員

資料3

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	ミノ 水野 智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 輸送担当	カノ 仲野 俊二
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役	ヒロセ 廣瀬 貢司
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合 事務局長	スズキ 鈴木 誠
5	福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者)	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	コウ 後藤 真紀
6	福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者)	つくば市シルバークラブ連合会 会長	イシカ 石塚 一夫
7	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会 世話人	マツムラ 松村 美枝子
8	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市福祉部長	ネモト 根本 祥代
	つくば市の管轄する区域において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人 友の会たすけあい 理事長	サトウ 佐藤 文信

※申請者のため今回は協議会から除く